

令和 年 月 日

(あて先)
可 児 市 長

受注者
住 所
氏 名 印

営業所専任技術者配置届

営業所の専任技術者を下記工事に従事する主任技術者として配置したいので提出します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	
契 約 金 額	
配置する者の氏名	

注) 建設業許可で必要な「営業所に専任の技術者」は、常時その営業所に勤務していることが必要です。この営業所専任技術者が工事現場の技術者として従事できるのは次の要件をすべて満たした場合に限ります。

1. 当該営業所において請負契約が締結された工事であること。
2. 当該営業所が可児市に所在し、可児市発注工事で工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事し、常時連絡体制が取れること。
3. 当該工事現場に配置する技術者は、専任を要しない主任技術者であること。
4. 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。